

信州大学全学教育センターと松本市教育委員会との連携協力に関する覚書

信州大学全学教育センターと松本市教育委員会（以下「両機関」という。）は、平成17年6月13日付けで締結した「信州大学と松本市との連携に関する協定書」に基づき、教育の分野において相互に連携・協力し、事業及び研究等の充実や促進を図ることについて、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、両機関の連携のもと、教育活動全般において相互に協力し、子どもや子どもの学びを支える大人（教職員を含む。）が体験や探究を通じて学びを深めることや人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 教育活動全般の充実に関すること。
- (2) 教育活動全般の調査・研究に関すること。
- (3) 松本市教育文化センターの教育研究活動に係る事業に関すること。
- (4) その他、両機関が必要と認める事項

（個人情報の保護）

第3条 両機関は、この覚書に基づく連携に当たり知り得た個人情報等の秘密事項について、本書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2 前項の規定に関わらず、法令等に基づき行政機関等から当該個人情報の開示を求められた場合にあっては、両機関による協議の上、開示できるものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書は令和7年4月1日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（協議事項）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両機関記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

信州大学全学教育センター
センター長 杉本 光



松本市教育委員会
教育長 曾根原 好彦

